

小中一貫教育

---

# 学校の組織と運営

平成27年8月24日

屋敷 和佳

(国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部)

# 学校の組織と運営

---

1. 背景と目的
2. 教職員体制
3. 学校組織と小中一貫教育推進体制
4. 小中一貫教育の取組の段階
5. 学年段階の区切りの運営
6. まとめ

# 1. 背景と目的

---

- 新たに小中一貫教育を行おうとする学校や教育委員会においては、従来の小学校、中学校単独の時とは異なる、小中一貫教育にふさわしい組織と運営の検討が課題となる。
- 訪問調査校を対象に学校の組織と運営の実態を分析し、小中一貫教育が成果を上げるための組織と運営の在り方について考察する。

表 訪問調査校一覧

&lt;参考資料&gt;

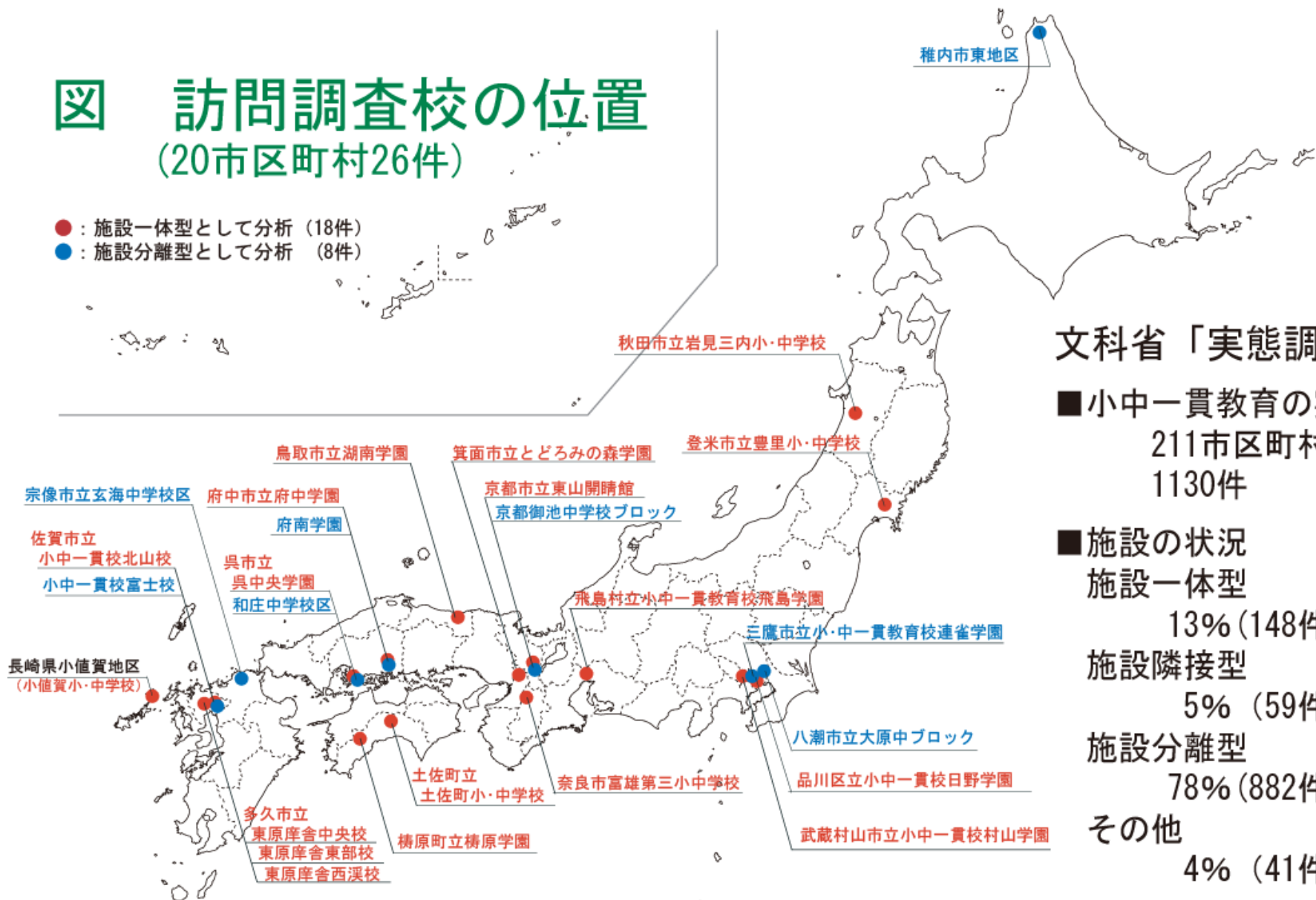
府県	番号	名称(学校名)*1	施設形態*2	小中一貫教育導入	特区*3 及び 研究開発 学校	教育課程特例校*4	学年段階の区切り	中学校学級数*5	学校選択制やCS*6等	自治体人口(万人)*7	自治体内全校導入
北海道	1	稚内市東地区 (稚内東中, 稚内東小, 声問小)	一体/分離	H20			6-3	10		3.7	
宮城	2	登米市立豊里小・中学校 (豊里小, 豊里中)	分離→一体(H19)	H16	H16	○	3-4-2	6		8.4	
秋田	3	秋田市立岩見三内小・中学校 (岩見三内小, 岩見三内中)	一体	H23			4-3-2	3		32.1	
埼玉	4	八潮市立大原中ブロック (大曽根小, 大原小, 大原中)	分離	H20	H18		4-3-2	16	校区の関係で他ブロックへの進学あり	8.5	○
東京	5	品川区立小中一貫校日野学園 (第二日野小, 日野中)*8	一体(分離)*8	H18	H16 (H14-16)	○	4-3-2	12	学校選択制	36.9	○
	6	三鷹市小・中一貫教育校連雀学園 (第四小, 第六小, 南浦小, 第一中)	分離	H20			教科特性に合わせて区分	19	CS(合同の学校運営協議会)	18.0	○
	7	武蔵村山市立小中一貫校村山学園 (第四小, 第二中)	一体	H22			4-3-2	6	CS(合同の学校運営協議会)	7.2	
愛知	8	飛島村立小中一貫教育校飛島学園 (飛島小, 飛島中)	一体	H22	H18	○	4-3-2	5	村内唯一の学校	0.5	○
京都	9	京都市立京都御池中学校ブロック (御所南小, 高倉小, 京都御池中)	分離	H19	H17		5-4	21	各校CS	142.1	○
		京都市立東山開晴館 (開晴小, 開晴中)	一体	H23			4-3-2	11	CS(合同の学校運営協議会)		
大阪	10	箕面市立とどろみの森学園 (止々呂美小, 止々呂美中)	一体	H20	(H20-22)		4-3-2	3	特認校	13.4	
奈良	11	奈良市富雄第三小中学校 (富雄第三小, 富雄第三中)	一体	H23	H16	○	4-3-2	4		36.5	

鳥取	12	鳥取市立湖南学園 (湖南小, 湖南中)	分離→一 体(H21)	H20	H19	○	4-3-2	3	特認校	19.4		
広島	13	呉市立呉中央学園 (呉中央小, 呉中央中)	一体	H19	(H12-18)		4-3-2	8		23.8	○	
		呉市立和庄中学校区 (和庄中, 和庄小, 本通小, 長迫小)	分離	H19			4-3-2	9				
	14	府中市立府中学園 (府中小, 府中中)	一体	H20				6-3	12		4.2	○
		府中市立府南学園 (第一中, 国府小, 栗生小, 旭小, 南小)	隣接／分 離	H20				6-3	12			
高知	15	土佐町立土佐町小・中学校 (土佐町小, 土佐町中)	一体	H21			4-3-2	3	町内唯一の学校	0.4	○	
	16	梶原町立梶原学園 (梶原小, 梶原中)	一体	H23			4-3-2	3	町内唯一の学校	0.4	○	
福岡	17	宗像市立玄海中学校区 (玄海小, 玄海東小, 地島小, 玄海中)	一体／分 離	H23			4-3-2	5		9.7	○	
佐賀	18	佐賀市立小中一貫校北山校 (北山小, 北山中)	一体	H20			4-3-2	3	学校選択制(隣接 区域)／特認校	23.6		
		佐賀市立小中一貫校富士校 (富士小, 富士中)	分離	H26			4-3-2	3				
	19	多久市立東原庫舎中央校 (中央小, 中央中)	一体	H25			4-3-2	10		2.1		○
		多久市立東原庫舎東部校 (東部小, 東部中)	一体	H25			4-3-2	5				
		多久市立東原庫舎西溪校 (西溪小, 西溪中)	一体	H25			4-3-2	4				
長崎	20	長崎県小値賀地区 (小値賀小[含む分校1], 小値賀中, 北松西 高)	一体(高 は分離)	H20	H19	○	4-3-5	3	町内の全校によ る小中高一貫教 育	0.3	○	

\*1: 各自治体の呼称。 \*2: 文科省「小中一貫教育等についての実態調査」の区分(施設一体, 施設隣接, 施設分離)による。 \*3: 構造改革特別区域研究開発学校設置事業による指定年度(H20.4より教育課程特例校に移行), 研究開発学校の指定期間は括弧内 \*4: 平成26年度の教育課程特例校の指定状況 \*5: 特別支援学級を除いた数(訪問調査年度)。 \*6: コミュニティスクール \*7: 平成26年1月現在(住民基本台帳による) \*8: 日野学園は施設一体型による小中一貫教育だけでなく、さらに3小学校を加えた施設分離型としても実施(第13章参照)。

# 図 訪問調査校の位置 (20市区町村26件)

- : 施設一体型として分析 (18件)
- : 施設分離型として分析 (8件)



## 文科省「実態調査」

■ 小中一貫教育の実施  
211市区町村  
1130件

■ 施設の状況

- 施設一体型 13% (148件)
- 施設隣接型 5% (59件)
- 施設分離型 78% (882件)
- その他 4% (41件)

# 2. 教職員体制

## (1) 校長の体制

---

### <施設一体型>

- ①小・中学校の校長の兼務に伴う定数削減分を副校長や教頭の加配に活用
- ②統括副校長・・・副校長との職の分化
- ③ライン体制の強化  
校長－統括副校長－副校長、校長－副校長－教頭

### <施設分離型>

- ①小中一貫教育の責任者としての役割を果たす校長を決定  
5／8件(63%) vs 全国10%(実態調査)

## (2) 教職員の兼務発令

＜施設一体型＞「全員あるいはほぼ全員」が13／18件（72％）

「なし」は皆無（表2） →積極的

＜施設分離型＞「一部」と「なし」で大多数（表1） →限定的

兼務発令の理由：乗り入れ授業／全教職員一丸となった取組

表1 施設分離型における乗り入れ授業と兼務発令

		兼 務 発 令		
		なし	一部	全員あるいはほぼ全員
乗 り 入 れ 授 業	あり	府南学園(5)	京都御池中学校ブロック(3) 和庄中学校区(4) 玄海中学校区(4) 富士校(2)	連雀学園(4)
	なし	稚内市東地区(3) 大原中ブロック(3)		

※各校の訪問調査資料から作成。学校名の後の数字は校長数。稚内市東地区、府南学園、玄海中学校区の施設形態の分類については、報告書第Ⅲ部第3章注(4)を参照のこと。



# 3. 学校組織と小中一貫教育推進体制

## (1) 施設一体型の校務分掌

① 合同タイプ →

② 並列タイプ

③ 個別タイプ

- ・複数の副校長で校務分掌責任者を分担
- ・学年段階の区切りごとに担当配置
- ・学年段階の区切りごとに責任者(ブロック長等)

表2 施設一体型における校務分掌と兼務発令

		兼 務 発 令			
		一部	全員あるいはほぼ全員		
校 務 分 掌	合同	豊里小・中(1) 呉中央学園(2)	日野学園(1) 村山学園(1) 東山開晴館(1) とどろみの森学園(1)	富雄第三小中(1) 湖南学園(1) 梶原学園(1) 北山校(1)	東原庁舎中央校(1) 東原庁舎東部校(1) 東原庁舎西溪校(1)
	並列	岩見三内小・中(1) 飛島学園(2)	府中学園(1) 土佐町小・中(1)		
	個別	小値賀小・中(2)			

※各校の訪問調査資料から作成。学校名の後の数字は校長数。日野学園、小値賀小・中学校の施設形態の分類については、報告書第三部第3章注(4)を参照のこと。

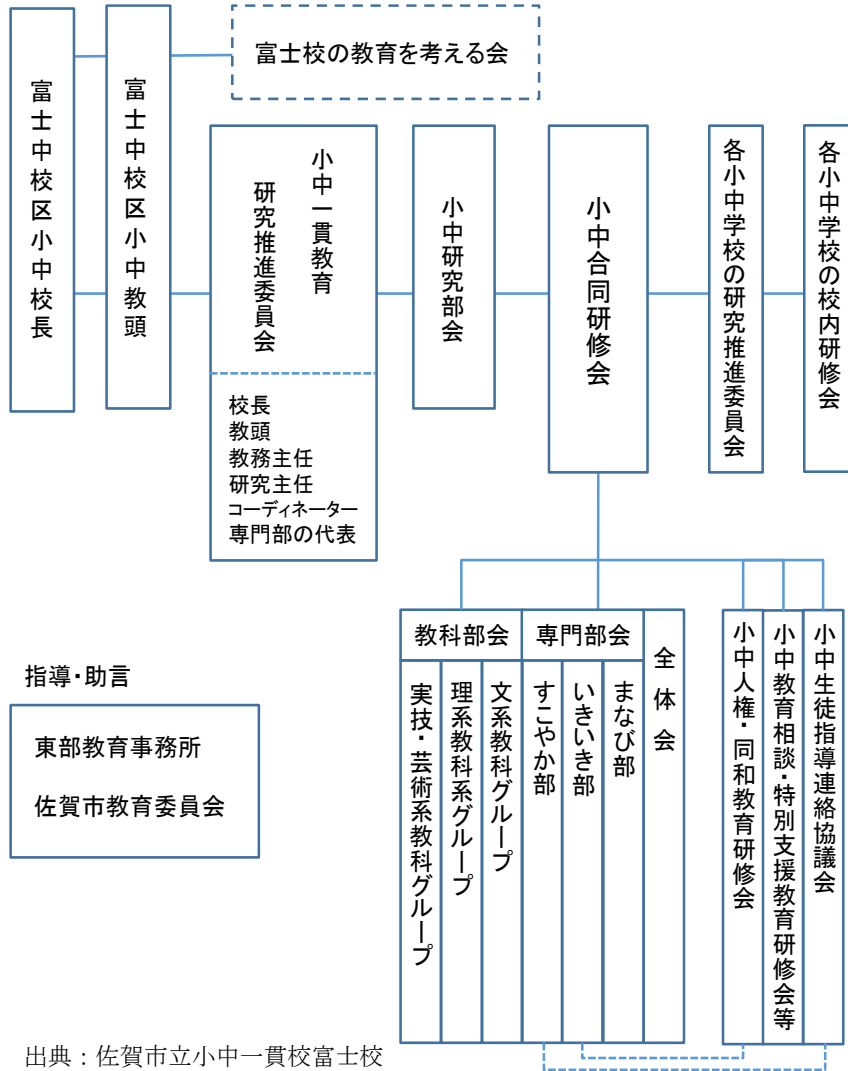
## (2) 施設分離型の小中一貫教育推進体制

---

- ①「小中一貫教育推進委員会」等  
全教職員による協議会、研究会、研修会（年に数回）
- ②実践研究 大多数で実施 → 推進の原動力
- ③管理職の頻繁な会合の機会
- ④学園としての運営組織の構築（三鷹市）や  
校務分掌の共通化

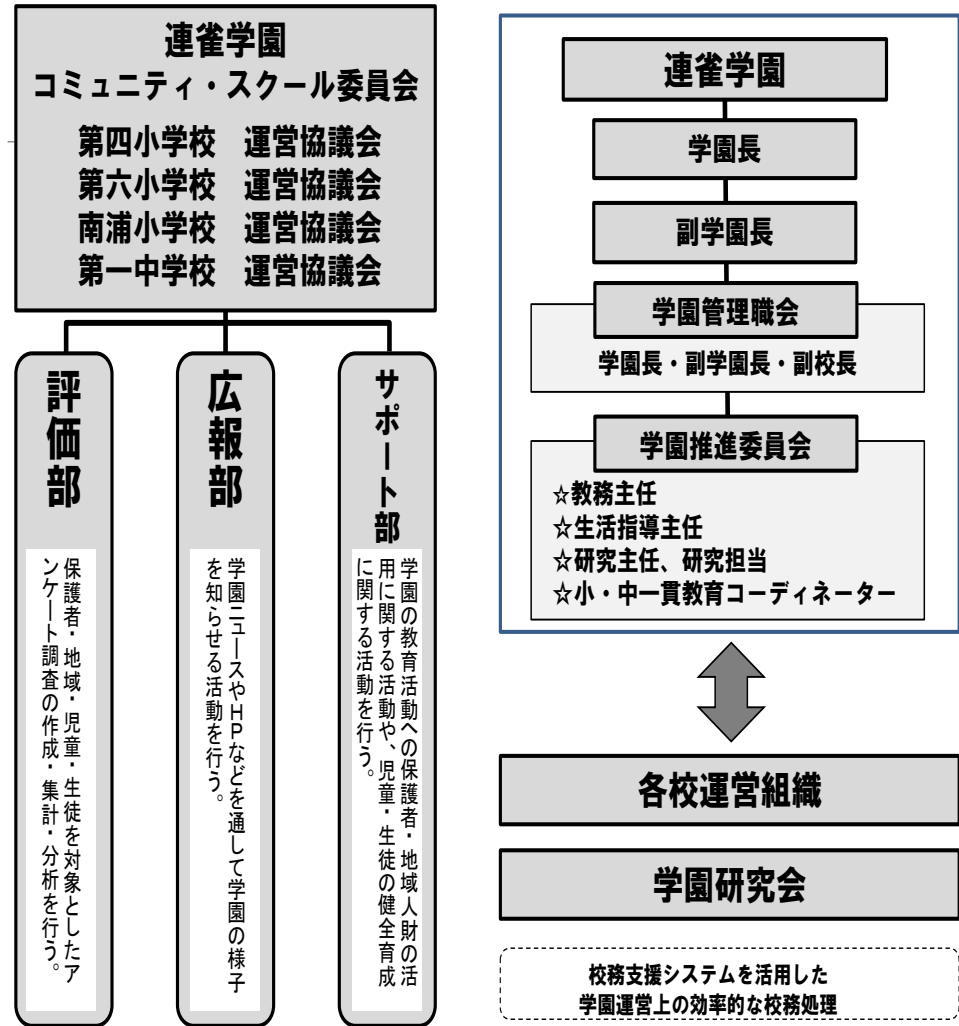
# 施設分離型における小中一貫推進体制の例

図 富士校の研究組織



出典：佐賀市立小中一貫校富士校  
『平成26年度 校内研究のまとめ』

図 連雀学園の組織



出典：「平成26年度連雀学園学校要覧」

表3 施設分離型小中一貫教育校における推進組織

学校名	小中一貫教育のための主な会議
<p>稚内市東地区 (稚内東中, 稚内東小, 声問小)</p>	<p>小中一貫教育推進委員会(各校の管理職が集まる役員会は毎月開催)の下で, 全教職員による年5回の「小中一貫教育の日」(授業公開, 研究協議, 分掌会議, 実践発表等)を開催。事前に3校の分掌部長会議を開催。</p>
<p>八潮市立大原中ブロック (大原中, 大原小, 大曾根小)</p>	<p>市の小中一貫教育推進委員会の4部会に対応して, 全教職員を分け, 3校の全体研修会(年7回)と部会別の研修会(年5回)を開催。</p>
<p>三鷹市小・中一貫教育校連雀学園 (第四小, 第六小, 南浦小, 第一中)</p>	<p>各校の校務分掌を揃え, 各分掌担当管理職(校長ないし副校長)が各校の分掌主任等による学園分掌部を組織し, 定期的に連絡協議会を開催。学園管理職会は毎月開催。学園研究会を年7回開催。</p>
<p>京都市立京都御池中学校ブロック (京都御池中, 御所南小, 高倉小)</p>	<p>運営委員会, 学力向上委員会, 小中交流委員会からなる推進組織(OGTプロジェクト)を構成。その会議は年間7回開催(毎回事前に, 校長から教務主任までの推進委員会を開催)。6年生教員を中学校の校務分掌に位置づけ。</p>
<p>呉市立和庄中学校区 (和庄中, 和庄小, 本通小, 長迫小)</p>	<p>小中一貫教育推進協議会を設置し, 各校の校長, 教頭, コーディネーターによる会議を月1回開催。学力向上と生徒指導に関わる5部会による研究を実施。小中一貫教育研究会を年3回, 教務主任協議会を年3回開催。</p>
<p>府中市立府南学園 (第一中, 国府小, 栗生小, 旭小, 南小)</p>	<p>府南学園小中一貫教育推進協議会(会長は中学校長, 副会長は各小学校長)を年数回開催。年間10回(各校2回)の研究授業及び研究協議会。各校の教頭からなる事務局会は月1回開催。</p>
<p>宗像市立玄海中学校区 (玄海中, 玄海小, 玄海東小, 地島小)</p>	<p>小中一貫教育推進委員会(校長, 教頭ほか)月1回開催。それを受けて, 運営部会と研究推進部会を開催。</p>
<p>佐賀市立小中一貫校富士校 (富士小, 富士中)</p>	<p>小中一貫教育研究推進委員会を設置。全教職員が分かれて所属する教科部会と同じく全教職員が分かれて所属する専門部会を各月1回, また, 全体会・合同研修会を年10回を開催。</p>
<p>【参考】長崎県小値賀地区 (北松西高, 小値賀中, 小値賀小)</p>	<p>年1回の小中高一貫教育地区推進委員会では, 1年の報告を行う。教委も含めた関係者全員の合同会議を年3回, 学力向上部等の部会を年10回程度開催。また, 授業を見合う研究授業週間を設けている。このほか, 全校の校長・教頭会は毎月開催。</p>

※各校の訪問調査資料より作成。長崎県小値賀地区は小中高一貫教育の取組であるため、参考として示した。稚内市東地区、府南学園、玄海中学校区の施設形態の分類については、報告書Ⅲ部第3章注(4)を参照のこと。

# 4. 小中一貫教育の取組の段階

## (1) 取組から見た三つの段階

---

### ■ 第Ⅰの段階：教職員交流の実施

授業参観・授業研究協議、児童生徒の情報交換、指導についての相談、小中合同行事の企画・運営等

### ■ 第Ⅱの段階：日常的な乗り入れ授業の実施

各小学校への毎週の乗り入れ授業、小学校における教科担任制の実施

### ■ 第Ⅲの段階：接続する区切りにおける一体性の深化

小学校段階と中学校段階の区切り(小5、6と中1)における先進的な取組(区切りの共通性や一体性を重視、50分授業、定期試験、5段階評価、部活等)

※小5、6における50分授業あるいは定期試験の実施の有無を基準に分類

表4 小中一貫教育の取組の段階

段階	I	II	III
	教職員交流の実施	日常的な乗り入れ授業の実施	接続する区切りにおける一体性の深化
施設一体型		豊里小・中学校○ 岩見三内小・中学校 東山開晴館 府中学園 土佐小・中学校 梶原学園 東原庁舎中央校 東原庁舎東部校 東原庁舎西溪校 小値賀小・中学校○	日野学園○ 村山学園 飛島学園○ とどろみの森学園 富雄第三小中学校○ 湖南学園○ 呉中央学園 北山校
施設分離型	稚内市東地区 大原中ブロック 府南学園 富士校	連雀学園 京都御池中学校ブロック 和庄中学校区 玄海中学校区	

※各校の訪問調査資料から作成。段階Ⅲは、少なくとも5、6年生への50分授業あるいは5、6年生への定期試験のいずれかを実施している場合である。稚内市東部地区、日野学園、府南学園、玄海中学校区、小値賀小・中学校の施設形態の分類については報告書第Ⅲ部第3章注(4)を参照のこと。また、学校名の後の○は教育課程特例校であることを示す。

## (2) 取組の段階と条件等

---

- ① 施設一体型の方が取組が進む。
- ② 施設一体型では教育課程特例校の認定等が、  
施設分離型では教員加配等が取組の違いに影響  
→ 次の段階へは条件整備が欠かせないことを示唆
- ③ 組織の一体化が進んでいる(校務分掌「合同タイプ」、  
兼務発令「全員あるいはほぼ全員」)場合に取組が進む。

# 5. 学年段階の区切りの運営

- ①「接続する区切りにおける一体性の深化」(第Ⅲの段階)にある学校は成果認識(実態調査)が高いと考えられることもあり、小中一貫教育校の多くで6-3以外の学年段階の区切りによる取組が強く意識される傾向がある。
- ②しかし、第Ⅲ段階にある学校においても、必ずしも学年段階の区切りにとらわれない取組の工夫を随所に行っている。
- ③新たなギャップ(小5、中2)等の指摘もある。
  - 小学校と中学校という従来の指導体制と新たな学年段階の区切りの融合が大切ではないか。



## 6. まとめ

- ①小中一貫教育の制度化に伴う、兼務の発令や校長兼務による校長削減分の教員加配の行方を注視する必要がある(取組の進展に影響)。
- ②小中一貫教育の推進のためには、学校組織の一体化の工夫が教育委員会でも学校でも必要である。
- ③小中一貫教育の取組は、三つの段階に分けられる。新たな小中一貫教育校の整備に当たっては、目指す施設形態と取組の段階の検討が重要となる。
- ④学年段階の区切りの運営の在り方は、今後検討を深めるべき重要なテーマになる。